

評価委員会運営細則

（目的）

第1条 本細則は、法科大学院認証評価事業基本規則第30条に基づき、評価委員会の運営に関してその細則を定めるものである。

（議事進行）

第2条 評価委員会は、委員長が主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長代行者となる。

（会議への出席）

第3条 評価委員会へは、評価委員会委員及び幹事のほか、認証評価会議議長、財団理事長、財団専務理事、財団の担当常務理事及び審議すべき議案に関する説明者、その他委員長が必要と認める者が出席できるものとする。

2 委員長は、必要があるときは、予め説明者等の出席を求めることができる。

（定足数）

第4条 評価委員会は、評価委員会委員現在数の3分の1の出席がなければ議事を開き議決することができない。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、個別の法科大学院の評価に関わる議案の審議及び委員長が必要と認める部分については、非公開とする。

（会議の傍聴）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、予め委員長の許可を得て、これを行うことができる。

2 傍聴人は、傍聴に関して委員長の指示に従うものとし、委員長より退席を命じられた場合には退席しなければならない。

（会議資料の公開）

第7条 会議資料は、原則として公開とする。ただし、個別の法科大学院の評価に関わる会議資料については非公開を原則とするほか、委員長が必

要と認めた場合には他の資料も非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第8条 議事録は、原則として公開する。ただし、個別の法科大学院の評価に関わる部分については非公開を原則とするほか、委員長が必要と認めた場合にはその他の部分についても非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 評価委員会委員及び幹事は、法科大学院認証評価事業基本規則第4条に定めるほか、前条の定めに従い非公開とされた議事内容についても、守秘義務を負うものとする。

- 2 前項の守秘義務は、評価委員会委員又は幹事退任後も引き続き負うものとする。

附 則

第1条 本運営規則は、平成16年9月6日に制定し、同日より施行する。

附 則(平成22年12月1日改正)

第1条 本細則は、平成22年12月1日から施行する。